

別記

弁償を要する資料の紛失・汚損・破損の基準

1 印刷資料（図書・雑誌・紙芝居）の弁償基準

	対 象	状 態
(1)	水濡れ（雨等による）	①返却時に、全体的に濡れている場合 ②波うち、ページに歪み等、形状が変わった場合 ③色がついたもの、変色した場合 ④カビが発生した場合 ⑤濡れて乾いた後、ページが接着した場合
(2)	汚れ、しみ、焦げ跡等	①お茶・コーヒー等の飲食物により、しみ等の汚れが生じた場合 ②血液や食べこぼし等、衛生上問題がある汚れが生じた場合 ③毛髪等、衛生上問題のあるものが挟み込まれたため汚れが生じた場合 ④汚れ等の付着により、ページが接着した場合 ⑤汚れが本文や絵にかかっていたり、複数ページや数箇所にあんでいる場合 ⑥たばこやアイロン等の焦げ跡がついた場合
(3)	書き込み	①マジック・ボールペン・クレヨン・マーカー等消すことが困難な筆記用具による落書きやアンダーライン等の書き込みがある場合 ②鉛筆や色鉛筆等消すことが可能な筆記用具であっても、消去後も書き込み跡が残る場合、又は絵や写真、文字等印刷部分が退色したり汚れたり、ページが破損した場合
(4)	ページの破れ、一部欠落、ページ全体の欠落	①修理しても、読むのに支障が出る場合 ②破れが複数ページ、数箇所に及ぶ場合 ③部分的な破れであっても、本文、挿絵、図等が欠落している場合 ④1ページ丸ごと切り取り、破れてページがない場合（目次・奥付けページ欠落の場合を含む）

(5)	折り癖	①直しても膨らんでしまうほど、複数ページにわたり資料の形状が変わる場合
(6)	噛み跡	①ペットや人が噛んだため、噛み跡が生じた場合
(7)	におい、べたつき	①悪臭、香水、たばこ等の臭いが取れない場合 ②付箋紙等のべたつきが取れず、ページの開閉に支障がある場合
(8)	型紙・地図等資料の付録	①(1)～(7)及び(10)に準じ、弁償が必要と認める場合
(9)	CD等の付録	①破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合 ②再生機器で再生できない状態になった場合
(10)	その他	①利用者の故意又は過失により、利用に供することが困難と館長が認める場合

2 視聴覚資料（CD・ビデオ・DVD等）の弁償基準

- (1) 破損等により、ひびが入ったり、割れたり、形状が元の状態でない場合
- (2) 再生機器で再生できない状態になった場合
- (3) 再生の際に機器の故障が生じる恐れがある場合
- (4) 歌詞カード、解説書等付録の紛失・汚損・破損については、1に準じる
- (5) 視聴覚資料のケースだけの破損については、嚴重注意とする

3 その他

上記1、2の基準のうち一箇所以上該当する場合は、弁償の対象とする。ただし、次の場合は弁償の対象としないことができる。

- ア 経年劣化が原因と認める場合
- イ 修復可能な場合
- ウ 弁償にあたらないと館長が認める場合